



2022年2月18日

各 位

会 社 名 株式会社エラン
代表者名 代表取締役社長 代表執行役員 櫻井 英治
(コード番号 6099 東証第一部)
問合せ先 執行役員 IR 室長 原 秀雄
(TEL. 0263-41-0760)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月18日開催の取締役会において、2022年3月23日開催予定の第28回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 変更案第2条は、今後の事業範囲の拡大、多様化及び新事業への展開等に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 変更案第14条、第22条及び第23条は、株主総会及び取締役会の招集権者等の変更を行うとともに、取締役会長等に関する規律を追加するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|---------------------|-----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日(予定) | 2022年3月23日(水曜日) |
| 定款変更の効力発生日(予定) | 2022年3月23日(水曜日) |

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(20) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(21) 前各号に関連または附帯する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第16条～第18条 (省略)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(20) (現行どおり)</p> <p><u>(21) 信託業及び信託契約代理業</u></p> <p><u>(22) 前各号に関連または附帯する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 第19条～第21条 (省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 会社を代表すべき取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会の決議で定める。</p> <p>2. <u>代表取締役のうち1名は取締役社長とし、代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条～第31条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会 第32条～第36条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第37条～第39条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算 第40条～第43条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">附則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 第19条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 会社を代表すべき取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会の決議で定める。<u>代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長1名を選定する。</u></p> <p>3. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から<u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会 第32条～第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 第37条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算 第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則 (社外監査役との責任限定契約に関する経過措置) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(<u>電子提供措置等に関する経過措置</u>) 第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

以上